

高浜市保育サービス第三者評価マニュアル

I. 子どもの発達援助

I-1 発達援助の基本

(1) 全体的な計画が、保育（教育）の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。

◆児童憲章、児童福祉法、児童の権利に関する条約、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの主旨をとらえ、園独自の計画作成がなされているかを、事業計画等も参照しながら確認する。

◆子どもやその背景にある家庭や地域の実態調査、クラス懇談会で出された課題を職員会議で取り上げ、保育の見直し、全体的な計画の作成に生かしているか確認する。

【全体的な計画】全体的な計画は、園長の責任のもとに作成される。入所している子どもが入所期間に、保育の目標を達成することができるように、発達過程で示されるねらいと内容で構成された、一貫性のある全体的な計画である。指導計画は、組やグループを担当する保育者が、全体的な計画に基づいて作成する具体的な実践計画である。

【全体的な計画の整合性】平成30年に改訂された保育指針には「全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない」とあり、こども園や幼稚園の「全体的計画」と同じような構成にして保育から幼稚園などでの教育にスムーズにつなげるようにした。

【保育の基本方針】「保育理念」に基づき保育所が目指す基本的な方向（子どもの最善の利益ならびに子どもの福祉の増進などを具体化するもの）。

【保育の基本】保育の基本方針の基本的な考え方は、保育所保育指針の第1章「保育所保育に関する基本原則」に記されている。その中に「一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること」「一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること」とある。

【地域の実態や保護者の意向などの例】

- ・ 兄弟関係の経験が少ない→異年齢児保育への配慮
- ・ 自然環境が少ない→意図的な自然体験の機会形成
- ・ 核家族化傾向である→お年寄りや地域との接点を設ける
- ・ 地域の伝統や文化→保育活動との整合性を図る
- ・ 保育の時間・曜日→長時間・一時・休日保育の取り組み

＜判断基準＞

S：Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A：全体的な計画が、保育（教育）の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。

B：全体的な計画は、保育（教育）の基本方針に基づき作成されているが、地域の実態や保護者の意向等は考慮されていない。

C：全体的な計画が、保育（教育）の基本方針に基づいていない。

（２）指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。

- ◆事前に指導計画（長期・短期、乳児・幼児）を複数クラス分用意しておいてもらう。評価を月に１回、週に１回など定期的に行っているかを書面と聞き取りで確認する。

【保育の評価】保育の評価は、一つには、保育実践を通しての子どもの育ちの実態についての評価がある。二つには、保育者自らの保育（ねらい・内容・環境構成・援助など）が適切であったかどうかについての評価がある。

【全体的な計画と指導計画】全体的な計画は、保育の目標が達成できるよう、発達過程で示されるねらいと内容で構成された各年齢を通して一貫性のある全体的な計画であるのに対し、指導計画は、全体的な計画に基づき、子どもの実態に即してねらいと内容を具体的に組み込んだものであり、子どもの発達に即して一人一人の子どもが幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするために具体的に作成された計画である。例）年間指導計画、月間指導計画、週案、日案など

＜判断基準＞

S：Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A：定期的に指導計画の評価を行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。

B：定期的に指導計画の評価を行っているが、その結果が指導計画に反映されていない。

C：定期的に指導計画の評価を行っていない。

（３）一人一人の子どもの発達状況に配慮した指導計画となっている。

- ◆事前に指導計画（長期・短期、乳児・幼児）を複数クラス分用意しておいてもら

う。3歳未満児については、特に個別の指導計画作成など、個への配慮がなされているか、書面と聞き取りで確認する。3歳以上児についても、長時間にわたる園生活で、一人一人の発達状態や生活リズムに配慮した環境の構成や援助が示されているか確認する。また、乳児や障がい児を受け入れている場合についても確認する。

＜判断基準＞

S：Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A：一人一人の子どもの発達状況に配慮した指導計画となっている。

B：子どもの発達状況に配慮しているが、一人一人に配慮した指導計画となっていない。

C：子どもの発達状況に配慮した指導計画となっていない。

（４）一人一人の子どもの発達状況、保育（教育）目標、生活状況についての記録があり、それぞれの子どもに関係する職員に周知されている。

◆事前に各年齢ごとに1～2名の子どもの個人記録、クラスとしての記録や指導計画を用意してもらい、記録がどのような方法で周知されているかを聞き取る。

【保育の記録】保育の記録は、二つに分類できる。一つは管理上の記録で、出席簿、児童票、健康診断記録、避難訓練簿、給食関係記録、事故発生記録、事務日誌等がある。

二つめは、保育の実践上の記録で、保育日誌、保育経過記録、連絡帳、行事記録等である。指導計画と統合した週案日誌、保護者と保育者で共に作り上げる保育経過など、様々な工夫がなされている。個人の記録は、通常担任が継続してとっている場合が多い。3歳未満児の連絡帳は、複数担任であり、交代で書かれていることもある。クラスだより・園だよりも記録の一つである。

【関係する職員】関係する職員とは、当該児童に関係する職員であり、担任（複数担任が多い。）、主任、園長、栄養士、調理員、看護師などであるが、保育時間の長時間化や、職員の配置等についての規制緩和が進む中で、パート職員が増加し、担任以外の多くの職員と関係をもつ状態がある。特に、乳児保育、障がい児保育では、看護職や栄養士との連携は必須である。記録の職員への周知は、職員の協力体制の一つのバロメーターである。

【子どもの保育（教育）目標】保育（教育）目標は保育課題として理解する。

【子どもの生活状況】生活状況とは、個々の家庭の経済状況を指すのではなく、子どもの自立する経過についての意味として理解する。

＜判断基準＞

S：Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A：一人一人の子どもの記録があり、それぞれの子どもに関係する職員に周知されている。

B：一人一人の子どもの記録はあるが、それぞれの子どもに関係する職員に周知されていない。

C：一人一人の子どもの記録がない。

(5) 一人一人の子どもの発達状況、保育（教育）目標、保育の実際について話し合うための場としてケース会議や現職研修等を定期的かつ必要に応じて開催している。

◆多忙な保育現場で、しかも複雑なローテーション勤務体制という状況では、全職員が一同に会することは不可能である。部門別・全体と目的により、会議の規模を変容させながら、工夫して行われている。月に1度、3ヶ月に1度など定期的に行われているか、また、必要な場合、臨時に行われているか、会議録を見ながら聞き取りで確認する。

【ケース会議】 ケース会議は、個々の子どもや個別のケースに対する処遇について、職員間で情報を共有するために、ケースの内容、課題、対処等について報告・検討する会議である。園長、主任等、スーパーバイザー的役割を担う職員が参加することが望ましい。

【現職研修】 現在その職にある者が、新しい知識、技術や緊急必要な事柄を学びとり、職務遂行能力をさらに高めるために受ける研修であり、次の3つの研修を含んでいる。

(1) 園内研修

①主題研究：各園の地域・園児の実態に応じて、毎年、全職員で主題設定し、年間を通して主題に沿って話し合う。

研究保育として園内で公開保育をしたり、事例を出し合ったり（ケース会議）して意見交換し合う。

②保育カンファレンス：保育終了後の終礼時に、その日の保育で気になった場面や気になった園児について報告し合い、今後の保育について話し合う。

(2) 園外研修

①新規採用研修や園長研修・主任研修・保育専門研修等、県や市で主催する各種研修会への参加

②近隣校園の見学・研究会への参加

(3) 個人研修

①年間を通して、各自が実践を重ね、保育実践のまとめとして実践記録を提出（1月）する。

<判断基準>

S：Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A：ケース会議や現職研修等を定期的かつ必要に応じて開催している。

B：ケース会議や現職研修等を必要に応じて開催しているが、定期的には開催して

いない。

C：ケース会議や現職研修等を開催していない。

I-2 健康管理・食事

(6) 登園時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり、子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。

◆マニュアルは、園の状況に応じて園独自に作成したものが望ましいが、既存の様式などを利用していてもよい。

◆保育が個々の子どもの健康状態に応じて実施されなければならないことは、保育所保育指針にも示されているように、保育の基本である。保育所入所の子ども（乳幼児）の適切な健康管理は、適切に保育を実施していく上で、もっとも重要な保健活動であることを確認しておきたい。

◆健康管理の意義は、登園時や保育中における子どもの心身の状態を適切に把握し、その状態に応じて、保育の継続の可否や保育内容・方法の変更について検討し、適切に対応することにある。各園においては、子どもの状態別に、対応のマニュアルをあらかじめ作成しておくことが必要である。その際、子どもの状態だけでなく、保護者の状況（就労状況、勤務体制、園までの時間、家族構成等）や地域の医療保健機関の実態（診療科目、診療体制、診療時間等）も考慮しておきたい。

内容としては、子どもの体調に応じた嘱託医や医療機関との連携、保護者への連絡、園における対応等を示したものである。実際の対応においては、子どもの状態によって、臨機応変に対応できることが必要であり、この点もマニュアルに明記されていなければならない、実態に見合わない画一的な対応にならないようにしなければならない。

◆子どもの状態を把握する際に、体温を基準にしている園が多い。これは必ずしも適切とはいえず、子どもの心身の状態や生活状態の方が重要な基準となろう。例えば、機嫌、元気さ（活動性）、食欲（哺乳量）、顔色や皮膚の色、睡眠状態、排泄状態と尿糞便の性状、その他疾病に関連すると思われる所見（例：嘔吐、下痢、呼吸の状態や咳等）をしっかりと観察しておくことが必要である。

◆マニュアルには、体調のよくない子どもの担当者、保育する場所、必要な安静度に応じた保育内容、食事等、必要な配慮について記載しておきたい。

◆子どもの体調によって、保育の中断を余儀なくされる場合もある。その場合に、どの時点で、どのような判断基準で、保護者との連絡を取っているかを聞き取ることが必要である。重症化しないよう子どもの状態に応じた適切な対応がなされていることが必要で、保護者の意向のみを重視することが、必ずしも望ましいとはいえない。

【健康管理】ここでは、次のような内容を示すものとする。すなわち、①子どもの状態の把握とその状態に対する対応、②子どもの状態に応じた保育の連続性への配

慮、③子どもの状態に応じた医療面の対応、④家庭及び地域との保健面の連携である。子どもの健康状態を適切に判断し、体調のよくない子どもに適切に対処することも重要である。

◆聞き取りと書面で確認。

【子ども一人一人の健康状態に応じた実施の例】

- ①病後あるいは朝の観察時において、注意を必要とする子どもに対しては、登園後、活動の節目ごとなどに継続して検温を行い、十分な注意を払うとともに、他の職員にも注意を必要とする旨の連絡を行う。
- ②熱性けいれん、脱臼癖、ぜんそくの有無など既往症について、すべての直接処遇職員に対して周知するとともに、その発症時の対応についても事前に保護者との懇談時に行う。
- ③送迎時に保護者との会話の中で、子どもの様子について必要な情報を得られるよう努める。
- ④稀にノミ、シラミ、ダニといった寄生虫による健康被害も考えられるので、嘱託医などからその発見方法などについて教えてもらうとともに、発生が確認された場合は、寝具の消毒や拡大防止に努める。

＜判断基準＞

S：Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A：健康管理は、マニュアルなどがあり、子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。

B：健康管理は、マニュアルなどはないが、子ども一人一人の健康状態に応じて実施している。

C：健康管理は、子ども一人一人の健康状態に応じて実施していない。

(7) 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。

◆健康診断は、医学的観点から保育生活のあり方を検討する資料を提供するものである。健康診断の結果が保育に反映されない場合、危険な事態を招きかねない。嘱託医による診断結果を保育現場に確実に伝達し、その子どもや保育内容に作用するようになっていることも必要である。

◆実施状況については、年間の実施状況を把握する。年齢別に健康診断の実施回数に差を設けている場合、子どもの健康状態とその発育・発達、保育に及ぼす影響について理解しているものといえる。特に、乳児や低年齢の幼児の健康診断に留意しているといえる。

◆健康診断結果について、嘱託医を交えて会議（カンファレンス）等を開催することが望ましい。保育現場における医学的・小児保健学的な対応について、専門的な意見交換が活発に展開されることによって、保育の向上を図ることができる。

結果については、全職員に伝達されることが必要で、担当以外の子どもの健康状態に関する情報も共有することにより、緊急時における対応が可能になる。

◆健康診断の結果は必要に応じて職員間に共有されなければならないが、それらが個人情報であることに留意して、守秘義務を遵守しなければならない。

【健康診断】児童福祉施設最低基準には、健康診断を行うように定めてある。健康診断は、個々の子どもの健康状態を医学的に調べるもので、嘱託医が行うことが多い。今日では、単に疾病異常の発見のみを目的とするのではなく、子どもがいかなる健康状態にあるかをスクリーニングすることを目的としている。個々の子どもの状態を適切に把握することによって、子どもにとって望ましい保育を行うことができる。

児童福祉最低基準では、健康診断は、学校健康法に準じて年間2回実施することになっている。しかし、入所している子どもの年齢が、産休明けから就学直前の幼児にまで及ぶことから、年齢に応じて健康診断の実施回数の検討も必要なことと思われる。

健康診断の内容は、その目的に合致したものであるべきであり、小児科学的見地からの内容が不可欠である。また、必要に応じて臨床検査を加えることも必要である。その内容は、①発育状態の評価（身体計測による評価－体重・身長・胸囲・頭囲・肥満等の体型の評価）、②発達状態の評価（年月齢に応じた精神運動機能発達の状態の評価－粗大運動、微細運動、言語発達、知的発達、社会性の発達を生活実態を介して評価、必要に応じて発達検査の実施）、③栄養状態（皮膚の色つや、緊張度、皮下脂肪厚）、④身体各位の疾病異常の有無（視察、触診、聴診による診察）、⑤う歯や歯列異常の有無等歯科学的診察である。必要に応じて、検尿、検便、視聴覚検査を実施する。

◆まず、健康診断の実施状況について書面で確認し、実施自体が不適切であればDとし、その旨記入する。その上で健診結果について聞き取りと書面で確認する。保護者への伝達は連絡帳や園だよりなど、保育への反映については指導計画や保育日誌などを参照する。

【保育に反映させた例】

○肥満的傾向があるとの診断で、家庭と園での身体的運動量を増やしたり、過食気味のため、将来のことを見通して食事量の制限を求められた場合に、園で対応した例もある。

○歩行のできる年齢でありながらも、歩行の兆しが見られないので、医師の指導により、這うことへの誘いを多くし、足や腰が強くなって、後年、歩行が他の児童よりもしっかりしてきたという成功例もある。

○股関節亜脱臼が発見され、園での生活は「ひも装具」を付けての毎日だったが、医師の発見が早かったために保護者も感謝し、園では身体的活動が制約されたが、個別的配慮を整えたことによって、後年、順調な成長を遂げたという報告もある。

<判断基準>

S：Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A：健診結果について、保護者や職員に伝達し、保育に反映させている。

B：健診結果について、保護者や職員に伝達しているが、保育に反映させていない。

C：健診結果について、保護者や職員に伝達していない。

(8) 感染症への対応については、マニュアルなどがあり、予防の対策が講じられており、発生の状況を必要に応じて保護者に連絡している。

◆マニュアルは、園の状況に応じて園独自に作成したものが望ましいが、既存の様式などを利用していてもよい。

◆子どもが集団生活を営む施設において感染症は重大な意味をもつ。感染防止は保育の重要な課題の一つである。

◆感染症対策としては、発病時における対策と予防に関する対策とに大別できる。発病時においては、病児に対する対応と他の子どもに対する対応とがある。発病時においては、適切な治療を早期に受けて順調な回復を図ること、出席停止期間の遵守を徹底することである。また、他の子どもへの感染防止に配慮した保育を行う。さらに、予防につながるが、子どもたちの健康状態のチェックを行い、保護者に発生に関する情報提供を行う。予防対策としては、日常の感染予防の配慮に努めるとともに、個々の病気の流行時期には病気についての情報を提供したり、予防接種を勧奨することが必要である。これらの活動を嘱託医との密接な連携のもとに展開することが望ましい。

◆上記の事項は、基本的なマニュアルとして徹底しておきたい。特に、発生時には、クラスごと、園全体として、保護者に伝達できるようにしたい。

◆保護者への連絡の事実は聞き取りにより具体的に確認する。

【感染症】感染症は、病原体が体内に侵入して発病するものをいい、その種類は多い。園で最も大きな問題になるのは、人から人（主に子どもから子ども）へ伝播されるものであり、時には多くの子どもが罹患する危険性を孕んでいることを確認しておくべきである。子どもに多い感染症の大半は、学校伝染病としてその対応が提示されている。すなわち、出席停止期間を設定し、病児から健康な子どもに病原体がうつらないような措置をするものである。この期間は、病原体が病児から排出される期間である。これはそれぞれの病気に特有のものであり、子どもの年齢や生活の場によって異なるものではない。また、感染症対策としては、子どもに予防接種を行うことである。予防接種は、ワクチンを投与して人為的に免疫をつけることであり、予防接種法によって決められている。

<判断基準>

S：Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A：感染症への対応については、マニュアルなどがあり、予防の対策が講じられており、発生の状況に応じて保護者に連絡している。

B：感染症への対応については、マニュアルなどはないが、予防の対策が講じられており、発生状況を必要に応じて保護者に連絡している。

C：感染症への対応については、予防の対策が講じられておらず、発生状況を保護者に連絡していない。

(9) 専門医から指示があった場合、アレルギー疾患をもつ子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。

◆近年、アレルギー性疾患をもつ子どもが保育の現場に多いといわれる。保護者のアレルギーに対する関心が高まるにつれて、必ずしも正しい対応が行われていない傾向がみられるので、保育現場では正しい対応を行う必要がある。

◆除去食を提供しているかどうかについてまず確認する。提供している場合には、除去する（当該の子どもに与えない）食の選定に関する基準の確認も併せて行うことが不可欠である。

◆除去食を提供している場合には、その指示（医師による生活管理指導票等）の根拠の確認が必要である。指示が専門医によってなされたものであること、その除去の内容について細かく指示されていることが望ましい。食事の献立や除去期間などに関する専門医からの指示の有無も確認したい。保護者のみの要求によるものについては、除去食の提供の必要性に疑わしい場合も多い。医師の指示等により適切に確認していることが評価の視点となろう。

◆専門医からの指示について聞き取りにより具体的に確認し、書面でも確認する。対処については、聞き取りと書面により具体的に確認する。

【アレルギーと除去食】アレルギーとは、アレルゲンとなる物質が作用して、身体各部に、さまざまな反応を示すもので、アトピー性皮膚炎・喘息をはじめ、下痢・嘔吐などの症状もある。何らかの食物が関連するアレルギー疾患を食物アレルギーといい、その子どもに対する食事対策として、そのアレルゲンとなる食物を含まない食事を行う。これを除去食というが、アレルゲンを正しく検出して対応しなければならない。安易に除去と称した対応が行われることは、発育の旺盛な子どもにおいては不利なことも多く、時には無意味なことを行っている場合もある。専門的な検査によってアレルゲンを見出し、それを与えずにどのようにして食事を提供するか、また、どの時期に除去を解除するかを適切に判断しなければならない。それには、小児科医やアレルギー専門の医師に指導を受けることが必要で、保護者の要求が必ずしも適切であるとはいえない。

<判断基準>

S：－

A：家庭からの情報を書面（専門医の診断書等）で確認し、必要に応じて専門医からの指示を受けながら、アレルギー疾患をもつ子どもの状況に応じて適切な対応を行っている。

B：－

C：アレルギー疾患をもつ子どもに対する特別な取り組みを行っていない。

(10) 日々の献立を保護者に示すとともに、必要に応じて、子どもの喫食状況を保護者に知らせている。

◆保護者に対して配布している献立予定表やサンプル食の展示、また連絡帳等での喫食状況の報告など、具体的な取り組みを確認する。

【喫食状況】乳児の場合、授乳に関する記録・報告はここに含めず、離乳食の摂取量や食欲、好き嫌いといった食事時の様子をさす。

<判断基準>

S：Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A：日々の献立を保護者に示すとともに、必要に応じ、子どもの喫食状況を知らせている。

B：日々の献立を保護者に示しているが、喫食状況は知らせていない。

C：日々の献立を保護者に示していない。

(11) 食事を楽しむことができる工夫をしている。

◆ア～シの具体的な取り組み状況（工夫の内容）を聴取する。食に関する保育計画や行事食メニュー、嗜好調査の結果などを書面で確認することが望ましい。

◆アの例：園児が食事に集中できるよう整理整頓ができています。机や椅子が適切に配置されている。机をふくなど衛生的な環境を整える。テーブルクロス等を用意する。食事（準備）のための服装を整える。時にはBGMを流したり、花を飾るなどの楽しい雰囲気をつくる工夫が見られる。

◆イの食器の材質や形は、園が独自に選定する場合だけでなく、市や設立法人等の機関が園児にふさわしいものを選定し、現物を支給している場合を含む。

◆オの例：食事時の立ち歩きや大声で話す、騒ぐなどもなく落ち着いている。献立や食材についての説明を行う。適切な言葉がけをしている。

◆キの手作りおやつは月1回以上。（調理室がない幼稚園は対象外）

◆ク：外部で献立の作成を行っている場合などのように園の意向を反映しにくい例もあるが、外部機関が園に代わって旬が感じられる献立を提供していたり、献立だけでなく旬が感じられる取り組みをしていれば評価の対象とする。

◆シ：調理を外部で行っている場合などのように、調理作業を見たり、調理員と接することが難しい場合は、配膳なども調理の一部ととらえ、総合的に評価する。

【嗜好】単なる好き嫌いとして捉えるのではなく、その日の活動内容や、身体的、精神的な状態と関連させて理解する。

<判断基準>

総合的に判断する。

I-3 保育環境

(12) 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

- ◆ア～キの具体的な内容を聴取する。ア～キ以外で、子どもが心地よく過ごせるための配慮事項を聴取、確認した場合は総合判断の参考とする。
- ◆環境整備のチェックリストがあるかどうかを確認し、総合判断の参考とする。
- ◆オ：週末に保護者が寝具を持ち帰って日光消毒・乾燥を行うよう指導する以外に、園内でも定期的に行うことをさす。貸し布団を使用しているような場合も、衛生面について確認するなどの配慮があるかどうかを聞き取るとともに、寝具の保管状況を確認する。（昼寝の習慣がない幼稚園は対象外とする。）
- ◆気がついた改善項目があれば記入しておく。

【換気への配慮】指導計画の「環境構成」の欄で換気への配慮がなされているか確認する。

【温度・室温への配慮】保育室に温度計と湿度計を設置しているかを確認する。

＜判断基準＞

総合的に判断する。

(13) 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている。

- ◆イ～エ：空間の確保については、それらが必ずしも別々の部屋として用意されていなくてもよい。活動に応じて、適切に設けられていればよい。
- ◆ウ：幼稚園のように午睡の時間を設けていない場合も、子どもの体調により休息や睡眠が必要になることがあるため、こうした際の対応も含めて評価する。
- ◆オ、カなど：評価項目のようにしていない場合でも、例えば、家庭的な雰囲気を確保するためにあえて、特に壁面の飾りなどをしていない場合のように、明確な保育の意図にもとづくものであれば○とする。
- ◆オ：「インテリア」とは、屋内における調度の材質、色、配置、壁面構成等を指す。

＜判断基準＞

総合的に判断する。

I-4 保育内容

(14) 子ども一人一人への理解を深め、受容しようと努めている。

【子どもの言い分をよく聞くこと】保育現場における「受容」とは、子どもとの基本的な信頼関係を構築するために、子どものそのまを受け入れることをいう。

ポイント

①受容（傾聴）すること

- ・まずは、子どもの言い分をよく聞くことから始まる。子どもの感情や話を丸ごと受け入れ「傾聴」するよう努めているか。

②共感すること

- ・子どもの感情や苛立ちそのものを理解して「共感」しているか。

【留意点】

- ◆子どもを見守るときは遠目から見て、接するときには手で触れるくらいの距離で関わっているか。
- ◆大きな声をやめ、優しい声で接しているか。
- ◆子どもの意欲を見抜き、余計な手助けはしていないか。
- ◆子どもの力を信じ、子どもの目線の高さで子ども自身での活動の終了を温かく待つ気持ちがあるか。

＜判断基準＞

総合的に判断する。

(15) 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人一人の子どもの状況に応じて対応している。

- ◆ここでは、個々の子どもに対する配慮がなされているかを判断の基準とする。
- ◆実際に評価を行うときに判断基準となる様子が見られないときは、個々の子どもに対する配慮がなされているのかを判断の基準とする。保育者の子どもに対する配慮とは、言葉・行動・姿勢などから判断する。
- ◆ア：トイレに行くことについて子どもの立場で考えられているか。気持ちよく行くことができるか。
- ◆イ：おもらしをしたときに子どもの気持ちを考えているか。
- ◆エ：衣服を自分で取り出せるようになってきているか。自分で着ることが難しい年齢の場合、少しでもそれをしやすい環境になっているか（例：パンツをはきやすいように置いている。ズボン等をはきやすいようにイスを置いている）。自分で着替えをする場合、その片付けを子どもがしたとしても最終的に保育者が確認しているか。
- ◆カ：子どもが休息できるスペースが保育室等にあるか。

＜判断基準＞

総合的に判断する。

(16) 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。

- ◆総合判断では、自発性に配慮しているかを中心に判断する。
 - ◆ア：年齢別保育をしている場合、保育室等に各年齢にふさわしい玩具・遊具があるか。縦割り保育では、個々の子どもたちの発達にふさわしい玩具・遊具があるか。
- 設定保育の時間以外は机やイスが片付けられていないか。

遊具や用具などが子どもの手の届くところにあるか。

遊具や用具の量は充分か。また、補充のタイミングは適切か。

「危険」についても教える配慮があるか。

自発的な活動に集中できる環境についての配慮があるか。

＜判断基準＞

総合的に判断する。

(17) 身近な自然や社会と関われるような取り組みがされている。

◆ア：子どもが動物の世話や植物の栽培をしている場面があまり見られないときは、○をつけない。子どもが積極的に関わっている場面があるとか、保育に取り入れているかどうかで判断する。

◆エ：商店街等も含めて考える。

【地域の公共機関】学校、福祉施設、図書館、美術館、児童センター、警察署、消防署、鉄道、バスなど。

＜判断基準＞

総合的に判断する。

(18) さまざまな表現活動が体験できるように配慮されている。

◆子どもが表現活動をするにあたって、やりたいときに、集中してできるような配慮があるか、また表現したもの、作ったものを尊重するような配慮があるかについて、聞き取りと観察により確認する。

◆ウ：未満児の場合、様々な素材に触れる環境を保育士が用意しているかどうか。

＜判断基準＞

総合的に判断する。

(19) 遊びや生活を通して、人間関係が育つよう配慮している。

◆イ：未満児の場合、子どもが相手の思っていることを感じられるように保育者が働きかけをしているかどうか。

◆エ：当番活動は、「やってみたい」という子どもの自発的な気持ちを大切にして実施しているかどうか。（未満児の場合「当番活動」を「お手伝い」と読み替える。）

◆オ：保育（教育）課程または指導計画に位置付けて実施しているかどうか。子どもが自然な形で異年齢交流をしているかどうか。

＜判断基準＞

総合的に判断する。

(20) 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくりだせる環境が整備されている。

＜判断基準＞

総合的に判断する。

(21) 言葉を使って表現する意欲や態度を育てるように配慮している。

＜判断基準＞

総合的に判断する。

(22) 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している。

- ◆保育者が、子どもの人権に十分に配慮し、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるような配慮について、どのような取り組みを行っているかを確認する。
特にそれぞれの文化の多様性を尊重し、多文化共生の保育をどのように進めているかを確認する。

【生活習慣や文化】ここでは、国や地域だけでなく、個々の地域社会や家庭のものも含む。

- ＊事例：外国籍の保護者による自国の文化に関する話や遊びや料理を紹介、行政等による研修、行政等が作成したパンフレットの配布。

＜判断基準＞

総合的に判断する。

(23) 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。

- ◆保育者が、性別による固定的な観念や役割分担意識を植え付けないような配慮について、どのような取り組みを行っているかを確認する。できれば保育場面の観察により確認する。

- ＊事例：職場内研修、行政等が作成したパンフレットの配布。

○男の子は「鬼ごっこ」、女の子は「ままごと」などと性差によって遊びの内容を分けたりしてはいないか。

○整列の時の並びで男の子を先に並ばせるようなことはないか。

○下足箱やロッカーが、例えば男の子は青、女の子はピンクと色分けされていないか。

＜判断基準＞

総合的に判断する。

(24) 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。

- ◆保育所保育指針の「6ヶ月未満児及び6ヶ月から1歳3ヶ月未満児の保育の内容」の中で「保育士の姿勢と関わりの視点」で示している概要は以下のとおりである。

- ・心身の機能の未熟性を理解し、個人差に応じた欲求を満たす。
- ・睡眠と覚醒のリズムを整え、健康な生活リズムを作る。
- ・特定の保育士との深い関わりが基本的な信頼関係の形成に重要である。
- ・特定の保育士との関わりを基盤に歩行や言葉の獲得に向けて著しく発達する。
- ・家庭との連携を密にし、1日24時間を視野に入れた保育を心がける。

これらを念頭におき、アからコまでの項目を保育現場の観察・記録・聞き取りから判断し、総合的に評価をする。

【乳児保育】乳児とは、1歳未満児のことであり、厳密に言えば、乳児保育は産休明けから1歳未満児の保育であるが、高浜市では0歳児保育。

◆イ：離乳食の提供については、保育所での離乳食が家庭より先行しないように保護者と十分話し合われているか聞き取りにより確認する。

◆コ：保育所保育指針において、乳児期における特定の大人との応答的な関わりが重視されている。解説では、「特定の保育士等による愛情豊かで受容的・応答的な関わりを通して、相手との間に愛着関係を形成し、これを拠りどころとして、人に対する基本的信頼感を培っていく。」とある。担当制を取り入れるなど職員の協力体制を工夫しているか確認する。また「担当の保育士が替わる場合には、子どものそれまでの生育歴や発達過程に留意し、職員間で協力して対応すること」とあり子どもとの継続的な関わりを保障し得るようなローテーション及び引継ぎ等の体制が整っていれば、「特定の保育士」との関わりへの配慮があると考えてよい。

<判断基準>

総合的に判断する。

(25) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境が整備され、保育の内容に配慮が見られる。

◆それぞれの子どもによって在園時間が異なることや、長時間にわたる保育（在園時間が長い子ども）を考慮した環境の整備と保育の内容・方法について確認・評価する。

◆ア：子どもの発達過程、生活リズムや在園時間及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法・職員の協力体制・家庭との連携などを指導計画に位置付けている。

◆イ：家庭的な雰囲気のために実際に工夫していることをたずね、具体的に記述する。（その内容が、「家庭的」と認められるものであれば○）。

◆ウ：好きなことをしてくつろげる空間や遊具の実際例をたずね、具体的に記述する（その内容が、「家庭的」と認められるものであれば○）。

*事例：畳やじゅうたん、ソファなど、寝転ぶことができる環境／昼間とは違う個々に遊ぶことができる遊具。

◆キ：引継ぎの方法についてたずねる（書類と口頭との両方で、子どもについて確

実に引き継ぎをしていけば○)。引継ぎの内容についてたずねる（子どもの健康状態、親に伝える事柄、保育上の留意点などが含まれていけば○）。

＜判断基準＞

総合的に判断する。

(26) 障がい児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。

（未満児の場合、「障がい児」を「特別に支援の必要な子」と読み替える。）

- ◆ア：保育者が実際にしていることをたずね、その結果が表れている保育場面をチェックし、具体的に記述する（その内容が、適切と認められるものであれば○）。その際、物理面だけでなく精神面でのバリアフリーやユニバーサルデザイン、すなわちノーマライゼーションの考え方をふまえていることが必要である。

【バリアフリー】障がいのある人が、社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。現在では、障がいのある人だけでなく、全ての人の社会参加を困難にしている物理的・社会的・制度的・心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられている。

【ユニバーサルデザイン】年齢や能力のいかんに関わらず、できる限り最大限全ての人が利用可能であるように（最初からバリアをつくらないように）、製品・建物・空間をデザインする理念である。

【ノーマライゼーション】例え障がいがあってもその人を平等な人として受け入れ、同時にその人たちの生活条件を普通の生活条件と同じものとするように努めるという考え方。

- *事例：子ども同士の関わりへの配慮や仲介／障がいのない子どもから障がい児に関する質問に対する適切な応答／保育者自身の障がい児を尊重した言動（子どものモデルとして）。

- ◆イ：バリアフリーの実際例をたずねて、その場をチェックして具体的に記述する（それが、「バリアフリー」と認められるものであれば○）。

- *事例：スロープ、危険を知らせるための掲示物、心理的な部分での保育者の働きかけ等。

- ◆エ：月に1回以上。保育所で話し合い（カンファレンス等）の機会を設けることに併せて、全体で情報共有を行い、職員全体で障がい児保育について共通理解をしているか。

- ◆オ：年に1回以上。

- ◆カ：相談や助言を受けたことがあるかをたずね、その頻度や方法、内容について具体的に記述する（年に1回以上）。

- *事例：子どもが受けている医療や療育に同行する。あるいは手紙等で相談し、助言を受ける／専門家の巡回訪問相談のシステムがある／専門家との事例研究を行っている。

◆キ：保護者への情報提供の実際についてたずね、それを具体的に記述する。情報提供の方法（場）についてたずねる（送迎時あるいは連絡帳での日常的な情報提供に加えて、年2回以上、保護者との個人面談を行っていれば○）。情報提供の内容についてたずね、それを具体的に記述する（その内容が適切であれば○）。

＊事例：家庭と園のそれぞれの子どもの姿について情報を交換し、共有している（日常的に親に園での子どもの様子を話しているか、園は家庭での様子を理解しているか）／保育の方法や内容について、日常的に保護者に話し、理解を得ている／子どもの発達状況・発達課題について情報を共有し、認識のずれをなくすよう努めている（認識にずれがあると感じている場合には、その理由、園の対応についてたずねて、妥当であれば○）／医療機関や専門機関による療育方針・方法について、情報を共有している。あるいは、専門機関の療育を受けていない場合には、必要に応じて紹介をしている（紹介していない場合には、その理由をたずねて妥当であれば○）／保護者の不安や心配について園が把握しており、それに対する支援を行っている。

<判断基準>

総合的に判断する。

Ⅱ. 子育て支援

Ⅱ－1 入園児の保護者の育児支援・保育援助

(27) 一人一人の保護者と、日常的な情報交換に加え、個人面談などを行っている。

◆保育が一人一人の子どもの健やかな育ちを目的とする働きであることはいうまでもない。そのためには、それぞれの子どもの、例えば昨夜・今朝登園前の家庭での様子（朝食・排泄の具合、機嫌の良し悪しをはじめ、健康状態など）を保護者から聴取することは大切である。また、今日一日の園での生活も保護者にしっかり伝える必要がある。目に見えて何かができなくても、何気なく示した興味・関心など、見落とさずに保護者に伝えたい。送迎時の保護者との対話は、あわただしさの中のものであるだけに、要領よく行わなければならない。低年齢の場合は、連絡帳を用いたの情報交換もある。丁寧に記入し、相手に十分に伝わるように努めなければならない。外国籍家庭や外国にルーツをもつ家庭も多くあり、日本語によるコミュニケーションがとりにくいこと、文化や習慣が異なることなど問題を抱え込む場合もある。必要に応じて市町村等の関係機関やかかりつけ医と連携するなど、社会資源を生かしながら個別の支援を行う必要がある。

【個人面談】保護者に、園長（または主任）だけが対応することも、クラス担任が加わるケースもある。担任だけが対応する場合もある。定期的に、あるいは随時に行われるなどさまざまである。クラス会と称する会合の一部として実施されることもある。

◆聞き取りにより実施状況を具体的に確認する。また上記に関わる提示物なども確

認する。

＜判断基準＞

S：Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A：送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換に加えて、別の機会を設けて相談に応じたり個別面談などを行っている。

B：送迎の際の対話や連絡帳への記載などの日常的な情報交換を行っている。

C：一人一人の保護者と、子どもについて情報交換を行っていない。

(28) 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。

- ◆園と家庭（保護者）との情報交換の内容には、保育に関わる全員で共通理解しておく必要があるものも多い。そのためにそれが記録しておくことは必要である。また、情報公開が求められた際、状況に応じ、許される範囲で対応しなければならない。このためにも記録は欠かせない。

＜判断基準＞

S：－

A：家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。

B：－

C：家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されていない。

(29) 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。

- ◆子どもの発達（育ち）のみちすじや課題、育児（子育て）の方法など、園と保護者（親）とが共通理解をしておかなければならない。そのためには、日常的な対話や懇談会のほか、保育の現場の場面に保護者も参加することも大切となる。

【懇談会】同時に複数の保護者を対象とした話し合いの場の意味。

【保育参加】保護者が保育実践に加わることをいう。保育を観るだけの保育参観に対して、保育参加は直に子ども（たち）と触れ合い、働きかける機会が与えられる。子どもからの反応も直接的に実感できる。子どもの発達や育児を共に考える良いチャンスである。

- ◆聞き取りにより具体的な実施状況を確認し、実施記録や予定表で開催の有無を確認する。

＜判断基準＞

S：Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A：懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者の保育参加など、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。

B：懇談会などの話し合いの場を設けているが、保護者の保育参加など、保護者と共通理解を得るための機会を設けていない。

C：懇談会などの話し合いの場を設けていない。

(30) 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっている。

◆虐待への対応はまず、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年制定）の「学校の教職員、児童福祉施設の職員、・・・は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」（第5条）という条文が示すとおりである。また「保育所保育指針」においても、「虐待などへの対応」を丁寧に記述している（第3章子どもの健康支援（1）子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握 ウ 解説）。特に保育所における虐待等の早期発見に関しては、「子どもの身体、情緒面や行動、家庭における養育等の状態について、普段からきめ細かに観察するとともに、保護者や家族の日常の生活や言動等の状態を見守ることが必要である。それらを通して気付いた事実を記録に残すことが、その後の適切な対応へとつながることもある」ことに注意している。

◆聞き取りと対応の指針等の書類を確認する。子どもの心身の状態や家族の態度に注意して観察や情報の収集に努めていると認められる場合は、Aとする。

◆虐待と疑わしきケースについて園長まで情報が届く体制があるかどうかを聞き取りあるいは書面で確認する。

<判断基準>

S：Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A：虐待などの早期発見に努め、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっている。

B：虐待などの早期発見に努めているが、得られた情報が速やかに園長まで届く体制になっていない。

C：虐待などの早期発見に努めていない。

(31) 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談センターなどの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。

◆「保育所保育指針（解説）」では、虐待が疑われる子どもについて、「子どもの身体の状態を把握するための視点」「子どもの情緒面や行動の状態を把握するための視点」「子どもの養育状態を把握するための視点」「保護者や家族の状態を把握するための視点」の4つの視点があげられている。保育所だけで、ましてや一人の保育士だけで対応することは困難かつ無理がある。嘱託医、地域の児童相談センター、福祉事務所、児童委員、保健センターなどの関係機関との連携を図ることが必要である。

◆虐待を行っている疑わしい保護者への対処に関連する諸機関の連絡先等が整理され、職員全員に周知されているかどうかを書面と聞き取りで確認する。

＜判断基準＞

S：－

A：虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談センターなど関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。

B：－

C：虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談センターなど関係機関に照会、通告を行なう体制が整っていない。

Ⅱ－2 多様な保育ニーズへの対応

(32) 在園児の保護者及び地域の子育て家庭の多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行い、それを保育や支援に反映している。

◆今日において、「地域の保育ニーズ」は多様化している。そのニーズに応える保育や支援の実施のためには、ニーズの実態把握の調査が必要となる。調査には質問紙によるアンケート調査が一般的であるが、面接聴取調査も有効である。また日頃積極的に地域の中に出向いて住民の声を聞き取っているかも確認したい。

◆必ずしも調査を実施していなくても、保護者との日常的な関わり、保護者からの相談、行事等を通じて保護者や地域住民の声を受け止めていればAとする。保育や支援への反映も含めその実態は聞き取りにより把握し、あれば保護者や地域住民の声をまとめた記録等を確認する。

【地域の保育ニーズ】園を利用していない地域の子育て家庭も含む保育に対するニーズ。

＜判断基準＞

S：Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A：多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行い、それを保育や支援に反映させている。

B：多様な子育てニーズを把握するための取り組みは行っているが、それを保育や支援に反映させていない。

C：多様な子育てニーズを把握するための取り組みを行っていない。

(33) 育児相談など地域の子育て家庭を対象とする子育て支援のための取り組みを行っている。

◆地域の子育て家庭を対象とする育児相談などは、園がもつ大切な社会的役割の一つである。

◆地域の子育て家庭の集い、または入園している親子等との交流の機会については、その創出に併せ、情報発信も重要な評価の視点とする。

【地域の子育て家庭】在園児の家庭も入るが、入園対象とはならないすべての子育て家庭をも含むものである。

【地域】園と時間的、距離的かつ住民意識的につながりを持ち得る範囲をさす。

＜判断基準＞

総合的に判断する。

(34) 一時保育は、一人一人の子どもの心身の状況を考慮し、通常保育との連携を配慮しながら行っている。

◆通常保育と併せながら行われる一時保育には、双方とも十分な配慮がとられる必要がある。

【一時保育】 1998（平成10）年実施の「特別保育事業実施要綱」によれば、次のア、イまたはウのいずれかに該当するものをいう。ア）保護者の勤務形態等により、家庭における育児が継続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童。イ）保護者の傷病・入院等により緊急・一時的に保育が必要となる児童。ウ）保護者の育児疲れ解消等の私的な理由やその他の事由により一時的に保育が必要となる児童。

【通常保育】「保育にかける」乳幼児の保育（児童福祉法第39条）。

＜判断基準＞

総合的に判断する。

Ⅲ．地域の住民や関係機関等との連携

Ⅲ－1 地域の住民や関係機関・団体との連携

(35) 保育所（幼稚園）の役割を果たすために必要な地域の関係機関などの情報を収集し、それを職員が共有している。

◆地域の関係機関（福祉施設、団体、ボランティア等を含む）の実態を把握し、それらの機関から具体的に情報を収集しているかを確認する（情報の内容、収集の方法の確認）。

◆地域の関係機関の活動内容や連絡先などを把握し、表にまとめるなど職員が共有するための工夫があるかどうかを確認する。

＜判断基準＞

S：Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A：地域の関係機関についての情報を収集し、それを職員が共有している。

B：地域の関係機関についての情報を収集しているが、それを職員が共有していない。

C：地域の関係機関についての情報を収集していない。

(36) 子どもの健康状況について、医療機関などに相談や連携ができる体制になっている。

◆医療機関との具体的な連携の方法（連絡方法、会議、健康相談、健康診断等）及

び相談等の実施状況（相談実績、会議録等）について確認する。

◆嘱託医の役割、関与と医療機関等との連携について確認する。

＜判断基準＞

S：－

A：子どもの健康状況について、医療機関などに相談や連携ができる体制になっている。

B：－

C：医療機関などに相談や連携ができる体制になっていない。

(37) 育児相談などに際して、児童相談センターなどの専門機関に相談や連携ができる体制になっている。

◆児童相談センター等との具体的な連携の方法（連絡方法、窓口担当者、情報交換、定期的な会議、事例研究会、研修会等）及び相談等の実績について確認する。

◆園内での相談活動と専門機関等との連携（斡旋、紹介等）の関連について確認する。

【専門機関】福祉事務所（家庭児童相談室）、主任児童委員・児童委員、児童福祉施設、保健センター、病院、学校、警察など地域の関係機関。

＜判断基準＞

S：－

A：育児相談などに際して、児童相談センターなどの専門機関に相談や連携ができる体制になっている。

B：－

C：児童相談センターなどの専門機関に相談や連携ができる体制になっていない。

(38) 小学校との間で、小学生と園児とが互いに行事等で交流する機会を設けており、職員間の話し合い、研修などの連携の機会がある。

◆園と小学校との具体的な連携（保育者による授業参観、小学校教諭による保育参観、定期的な研修・会議・情報交換等）が実施されているかを確認する。なお、機会については頻度は問わないものとする。

◆保育の結果を話し合い等によって小学校に伝える工夫を試みているかを確認する。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有についても確認する。

◆保育者が小学校1年生の教育内容を理解するように努めているかを確認する。

【小学校との関係について】『保育所保育指針』において、「保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、第1章の4の（2）に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること」（第2章保育の実施に関して留意すべき事項（2）

小学校との連携)とある。

＜判断基準＞

S：Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A：小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会および職員間の話し合い、研修などの機会を設けている。

B：小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会、または、職員間の話し合い、研修などの連携の機会の一方は設けている。

C：小学校との間で、小学生と園児とが行事等で交流する機会も、職員間の話し合い、研修などの機会も設けていない。

(39) 民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っている。

＜判断基準＞

S：Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A：民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを行っている。

B：民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを計画しているが、地域団体との調整がつかないなどにより、実施できていない。

C：民生・児童委員や自治会等の地域団体と連携した取り組みを計画していない。連携の申し入れがあつたが、受け入れをしなかった。

◆地域団体と連携した取組みへの積極性は、受動的でなく園の意向等を伝え、それが、反映されている等、園として能動的な関わりの有無を確認する。

(40) 近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしている。

◆近年、騒音や駐車場等の問題で近隣住民に園を理解してもらうことがより必要になってきている。こうした観点から、どのような取り組みが行われているかを聞き取り、確認する。

＜判断基準＞

S：Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A：近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮を積極的にしている。

B：近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしている。

C：近隣の人々に保育について理解を得たり、協力を依頼するなどの配慮をしていない。

(41) 中高生などの保育体験の受け入れについては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。

- ◆保育体験の受け入れや指導について、書面で確認する。
- ◆参加中高生に対する指導の方針について、職員会議で申し合わせがなされているかどうかを会議資料等の書面または聞き取りにより確認する。
- ◆受け入れに関する意義や方針の明文化や、実施に係るマニュアルの有無の確認を踏まえて評価する。
- ◆参加希望の有無に拘わらず、園の方針により評価する。

【保育体験】中学校・高校等のクラブを含む正規の教育課程において実施される、園における体験活動をさす。

【受け入れの意義や方針についての職員への周知】実際の受け入れにあたっては、受け入れの意義や方針などを含めて事前に職員会議や依頼文書の回覧などにより保育者・調理員など全職員に訪問日時や人数、訪問の目的などを知らせているか。

＜判断基準＞

- S：Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。
- A：中高生などの保育体験の受け入れについては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れ担当者が決められている。
- B：中高校生などの保育体験の受け入れについては、受け入れの意義や方針が全職員に理解されているが、受け入れ担当者が決められていない。
- C：中高生などの保育体験の受け入れについては、受け入れの意義や方針が全職員に理解されていない。要請がありながら、中高生の受け入れをしなかった。

Ⅲ－２ 実習・ボランティア

(42) 実習生の受け入れについては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、実習担当者も決められている。

- ◆実習を受け入れている事実やその指導方針について、養成校からの依頼書または園が独自で作成した実習指導方針等の書面で確認する。
- ◆実習生に対する指導の方針について、職員会議で申し合わせがなされているかどうかを会議資料等の書面または聞き取りにより確認する。
- ◆受け入れ依頼の有無に拘らず、園の方針により評価する。

【実習生】資格を取得するための正規の過程における「保育実習」の履修者をさす。

【実習担当者】実習生の指導を主として担当するような、恒常的と随時とを問わず特に定められた保育者をさす。

＜判断基準＞

- S：Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。
- A：実習生の受け入れについては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、実習担当者も決められている。
- B：実習生の受け入れについては、受け入れの意義や方針が全職員に理解されているが、実習担当者が決められていない。

C：実習生の受け入れについては、受け入れの意義や方針が全職員に理解されていない。要請がありながら、実習生の受け入れをしなかった。

(43) ボランティアの受け入れについては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。

◆ボランティアを受け入れている事実やその受け入れ方針について、書面で確認する。

◆申し入れの有無に拘わらず、園の方針により評価する。

【ボランティア】正規の教育課程等によらない、参加者の任意による園における援助活動をさす。養成所の学生によるもの、中学・高校のクラブ活動によるものを含む。

【担当者】参加者との関わりを主として担当するよう、恒常的と随時とを問わず特に定められた保育者をさす。

<判断基準>

S：Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A：ボランティアの受け入れについては、受け入れの意義や方針が全職員に理解され、受け入れの担当者も決められている。

B：ボランティアの受け入れについては、受け入れの意義や方針が全職員に理解されているが、受け入れの担当者が決められていない。

C：ボランティアの受け入れについては、受け入れの意義や方針が全職員に理解されていない。ボランティアの申し出があつたが、受け入れをしなかった。

IV. 運営管理

IV-1. 基本方針

(44) 保育所（幼稚園）の保育（教育）理念及び基本方針が明文化されている。

◆要覧等の書面で確認する。

◆必ずしも「保育（教育）理念」と「基本方針」の二段階になっている必要はない。

【保育（教育）理念】当該園が保育を実施する上での中心的な思想、哲学、考え方などを指す。

【保育サービス】園の業務全般をさす。

<判断基準>

S：Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A：保育（教育）理念及びその理念に基いた保育サービス提供の基本方針がいずれも明文化されている。

B：保育（教育）理念及びその理念に基いた保育サービス提供の基本方針のいずれかが明文化されている。

C：保育（教育）理念と保育サービス提供の基本方針のいずれも明文化されていない。

(45) 保育（教育）理念や基本方針を職員、保護者、関係者に周知するための取り組みを行っている。

- ◆より開かれた情報の発信への姿勢を確認するために「関係者」を含めている。
- ◆要覧や園だより、その他リーフレット類の配布等の他、掲示やホームページ、諸行事を通じてのアナウンス活動等の取り組みを含む。調査では取り組みの事例を聴取する。
- ◆（44）がCの場合、本項目はCとする。

【職員】常勤・非常勤または職種を問わず、当該園に雇用されるすべての職員をさす。
一部業務を外部委託している場合、その職員は含まないものとする。

＜判断基準＞

- S：Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。
- A：保育（教育）理念及び基本方針について、職員や保護者だけでなく、地域の住民や関係機関なども対象に含め、周知を図るための取り組みを行っている。
- B：保育（教育）理念及び基本方針について、職員や保護者に周知するための取り組みを行っているが、地域の住民、関係機関などには、その周知を図るための取り組みを行っていない。
- C：保育（教育）理念及び基本方針を職員、保護者、関係者いずれも周知するための取り組みを行っていない。

IV－2 組織運営

(46) 保育の質の向上や改善のための取り組みを、職員参加により行っている。

- ◆保育の質の向上や改善のための取り組みについて、意図的・計画的に実施しているかどうかを、またその改善状況について、書面で確認する。
- ◆職員会議等で職員が意見を述べる機会を確保している他に、通年、定期的な取り組みがあるかどうかを書面または口頭で確認する。

＜判断基準＞

- S：Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。
- A：定例の会議を含め、年間を通じて職員から提案を募集するか、又は定期的に（年に複数回）意見を聞くための場を設け、保育の質の向上や改善のための取り組みを行っている。
- B：定例の会議を含め、年間を通じて職員から提案を募集するか、又は定期的に（年に複数回）意見を聞くための場を設けているが、それを踏まえて、保育の質の向上や改善のための取り組みを行っていない。
- C：定例の会議を含め、保育の質の向上や改善に関し、職員からの意見を聞いていない。

(47) 保育の内容について、職員参加により、定期的に自己評価を行っている。

- ◆ここでいう「自己評価」とは、基本的に園としての自己評価を指す。個々の保育者全員の自己評価を園全体で実施して園の保育に反映させている場合などは、園としての自己評価とみなす。
- ◆自己評価の有無を書面で確認し、会議において口頭で行っているような場合も議事録等を確認する。
- ◆通年の計画に予め組み込まれていれば、「定期的に」と判断する。
- ◆関与の程度に関わらず、常勤保育者全員が関わっていれば、「職員参加」とみなす。

＜判断基準＞

S：Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A：保育の内容について、職員参加により、定期的に自己評価を行っている。

B：保育の内容について、定期的に自己評価を行っているが、職員参加が図られていない。

C：保育の内容について、定期的に自己評価を行っていない。

(48) 職員の研修ニーズを分析し、職員に適切な研修機会を確保している。

- ◆職員個々の課題が文章等により明確化されているかどうかを確認する。
- ◆「研修機会」とは園内外において実施される意図的・計画的なものをさし、経費が参加者個人の負担となっているものを除いて、実施状況、参加状況等を書面で確認する。

＜判断基準＞

S：Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A：職員の資質向上に向けた目標に基づき、各職員についてどのような技術・技能を修得する必要があるかを分析し、適切な研修機会の確保を行っている。

B：職員の研修機会は確保しているが、職員の資質向上に向けた目標に基づき、各職員についてどのような技術・技能を修得する必要があるかを把握していない。

C：職員の研修機会を確保していない。

IV－3 守秘義務の遵守

(49) 守秘義務の遵守を周知している。

- ◆守秘義務の遵守について、職員に周知するための取り組みについて確認する。

＊事例：職員倫理規定の作成／職場内研修。

【保育に当たり知り得た子どもや家庭に関する秘密】保育や相談または入園代行業務により、知り得た子どもの個人的な心身の状況、家庭の生活状況、親の心身の状況等に関することで、通常他人に知られたくない事項をいう。

※保育士資格の国家資格化により、法律上にも保育士の「守秘義務」が規定されることとなった。

○保育士は正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならないこととされ、違反者は1年以下の懲役または30万円以下の罰金に処することとされた。

＜判断基準＞

S：－

A：保育に当たり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持について、職員に周知している。

B：－

C：保育に当たり知り得た子どもや家庭に関する秘密の保持について、職員に周知していない。

IV－4 情報提供・保護者の意見の反映

(50) 情報提供に当たって、わかりやすく伝える工夫や配慮を行っている。

◆保育内容等を保護者、関係者に情報提供するに当たり、具体的に工夫や配慮を行っている点について確認する。

＊事例：園だより／クラスだより／その他の通信／園内での掲示／情報誌やホームページの活用。

【情報】園における1日の過ごし方、年間行事予定、当該園の保育方針、職員の状況、その他当該園が実施している保育の内容に関する事項等をいう。

＜判断基準＞

総合的に判断する。

(51) 保育の実施に当たり、保護者から意見を聞くための取り組みを行い、その意向に配慮している。

◆保育の実施に当たり、送迎時など日常的に保護者と接する場面以外に、懇談会や保育への参加の機会を設けることにより、保護者から意見を聞くための取り組みを行い、その意向に配慮しているかどうか確認する。

＜判断基準＞

S：Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A：日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外に、懇談会や保育への参加の機会を設けるなど、保護者の意見を聞くための取り組みを行うとともに、その意向に配慮している。

B：日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外に、懇談会や保育への参加の機会を設けるなど、保護者の意見を聞くための取り組みを行っているが、その意向に配慮していない。

C：日常的に保護者と接する場面で意見を聞く以外には、保護者の意見を聞くための取り組みを行っていない。

IV-5 安全・衛生管理

(52) 災害時における子どもの安全確保のための取り組みを組織的に行っている。

◆地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取り組みを積極的に行っているか確認・評価をする。

＊確認事項例：防火設備、避難経路等の定期的な点検／災害時の対応体制／立地条件等から災害の影響把握／緊急時の対応の具体的内容及び手順／避難訓練計画／保護者との連絡体制や引き渡し方法／地域の関係機関（行政、警察、消防署、地域団体など）との連携体制

<判断基準>

S：Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A：災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

B：災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っているが十分でない。

C：災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っていない。

(53) 事故防止のための具体的な取り組みを行っている。

◆日頃から事故防止や安全管理のために、チェックリストを作成するなどの具体的な取り組みを行っているかどうかを確認する。

＊事例：職員の共通理解と園内体制／関係機関との連携／保護者の取組み／施設設備面における安全確保／近隣地域の危険箇所の把握／通園時における安全確保／園外活動における安全確保／施設開放時の安全確保

<参考>「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

<判断基準>

S：Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A：事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。

B：事故防止のためのチェックリスト等はないが、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。

C：事故防止に向けた具体的な取り組みを行っていない。

(54) 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基いて適切に実施されている。

◆衛生管理が、マニュアルに基づいて適正に行われているかどうかを確認する。

◆調理場のない幼稚園も対象とする。

◆水回りには、手洗い、トイレを含む。

◆マニュアルはないが適切に実施されている場合は、Bとする。

<判断基準>

S：Aの判断基準を満たしており、それ以上の評価が適当である。

A：調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルがあり、適切に実施されている。

B：調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルはないが、適切に実施されている。

C：調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施されていない。